

令和 2 年 第 7 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 7 月 1 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和2年7月1日(水)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第45号 農地法第3条許可について

議案第46号 農地法第4条許可について

議案第47号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第48号 農地法第5条許可について

議案第49号 非農地証明について

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第36号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第37号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第38号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第39号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第40号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第41号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
8番	川崎和久	9番	松田実	10番	長友紘子
11番	川崎正信	12番	川越正彦	13番	茜ヶ久保加代
14番	持原義信	16番	片上英行	17番	比惠島章之
18番	川越達也	19番	秋山広美	20番	前田峰子
21番	中村和寛	22番	外蘭香	23番	井田勝美
24番	小玉利光				

5. 欠席委員

7番	松元明彦	15番	小倉俊博
----	------	-----	------


6. 事務局出席者

局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係副主幹	迫 田 秀 一 朗		
総務係主事	加 野 歩 夢		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 井野義美 

委員 前田峰子 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 7 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7 番松元明彦委員と 15 番小倉俊博委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番井野義美委員、20 番前田峰子委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いしております。

議案第 45 号「農地法第 3 条許可について」は 28 件でございます。議案第 46 号「農地法第 4 条許可について」は 1 件でございます。議案第 47 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。議案第 48 号「農地法第 5 条許可について」は 26 件でございます。議案第 49 号「非農地証明について」は 1 件でございます。議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定について」は 92 件でございます。以上、審議件数は 149 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、29 万 5,015.76 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、28 万 9,448.76 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 議案第 45 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しております。今回、係る基準を充足すると認められ

た案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、5名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号75、76、77、3ページの番号80、5ページの番号89、6ページの番号93が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号74、6ページの番号94を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する案件です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。

ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件つきでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件などに加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

受人はこれまでも、解除条件付の貸借許可を受け、営農しており、法で定められた報告書の提出なども行っており、法第3条の権利取得者としての要件を満たすことが

ら、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号78を御覧ください。

本案件は、平成27年に共同住宅建築のため、農地法第5条の届出を受理された土地です。一部共同住宅用地で使用し、残りの部分は農地のままになっておりましたが、今回、共同住宅と農地部分を分筆し、隣接する農地と一体利用することから、申請に至ったものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号83、84を御覧ください。

受人の耕作面積が1,275平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,247平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、6ページの番号92がございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 46 号農地法第 4 条許可について、8 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査をしています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、番号 21 につきましては、農地法の許可を得ず、申請地を「一般個人住宅」の一部として利用していたことから、始末書付の案件となっておりますが、立地基準・一般基準等を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 47 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について、9 ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性などが変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 5 を御覧ください。

本申請は、宮崎市佐土原町東上那珂の農地に「一般個人住宅」を建築する目的で農地法第5条の転用許可申請を行い、令和元年11月20日に許可を得ています。許可後、所有権移転及び家屋の基礎工事まで完了していますが、現在の敷地では非常に狭く、今回、隣接する農地を取得することで面積を変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準等を満たしていることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、10ページの議案第48号番号140で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第48号農地法第5条許可について、10ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

まず、番号137を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の個人、受人は宮崎市大字塩路に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。

申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります市民の森公園から北西に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の道路改良工事に伴う現場事務所などとして一時利用していたことから、追認申請に及

んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、同様に「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、11ページの番号141がございませう。

次に、番号138を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原町在住の個人、受人は宮崎市大字芳士在住の個人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から東に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ、生活排水は公共下水道へ接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号140、11ページの番号142、143、144がございませう。

なお、番号140は、先ほど議案第47号番号5で説明したとおりでございませう。

最後に、番号139を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下那珂在住の農家、受人は宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く養鰻業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字島之内にありますJR日向住吉駅から東に約1.3キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天駐車場として使用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」

に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺にL型擁壁等を設置し、雨水は地下浸透及び側溝へ放流し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。

なお、登記地目は農地以外の原野であります。農地であったことから農地台帳に登載されています。登記地目が農地以外であっても、農地台帳に登載された土地を農業以外の用途で利用する場合は農地法の手続が必要となることから、今回申請に至ったものです。

その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号 154 を御覧ください。

本案件は、店舗及び店舗用駐車場として使用していたところ、今回、店舗を解体し、養鰻施設の事業用及び従業員用の露天駐車場として使用したく申請に及んだものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 49 号非農地証明について、17 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第 49 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について御説明します。

申請番号 12 は、登記地目は田になっておりますが、土地の登記事項証明書や課税を証明する公課証明によると、平成 7 年に農道として整備され、現況も同様の利用がなされている様相です。このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、6 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

議案第 50 号農用地利用集積計画の決定について、18 ページから 63 ページまでの利

用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、中村和寛委員の退室を求めます。

(21 番中村和寛委員退室)

○事務局（加野） 議案第 50 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、18 ページの番号 91 番から 20 ページの番号 96 番までの 6 件でございます。

利用権設定につきましては、21 ページの番号 359 番から 63 ページの番号 430 番までの 72 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 13 件、新規設定が 6 件、賃借権の再設定が 8 件、新規設定が 45 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

中村和寛委員の入室を求めます。

(21 番中村和寛委員入室)

○議長（松田） 次に、64 ページから 70 ページまでの所有権移転分を議題とします。

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、64 ページの番号 431 番から 70 ページの番号 444 番までの 14 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 36 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 37 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 16 件でございます。

報告第 38 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 39 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 14 件でございます。

報告第 40 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 41 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 10 件でございます。

なお、報告第 36 号、第 37 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 38 号、第 39 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第7回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時38分閉会